

第1章 販売事業

第1 登録の申請（法第3条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第1「液化石油ガス販売事業登録申請書」

(2) 申請時期

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、あらかじめ液化石油ガス販売事業の登録をすること。

(3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「III 関係書式／第1 液化石油ガス販売計画書」を参考に次の事項について記載すること。

III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94 ページ）

1. 販売所に関する事項

2. 販売計画

3. 貯蔵施設

4. 損害賠償時に備えてとるべき措置

保険加入書、付保証明等を添付すること。

5. 保安業務に関する事項

保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。

6. 業務主任者選任計画

該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

7. 設備工事業務実施体制（委託の場合は委託先の「特定液化石油ガス設備工事事業開始届」

及び委託契約に係る書面（案）の写し）

オ 販売所案内図

カ 販売予定地域及び緊急時対応を行う場合の範囲図

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (95 ページ)

キ 欠格事由に関する事項

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (96～97 ページ)

(4) 貯蔵施設を所(占)有する場合に必要な書類

ア 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (98 ページ)

イ 貯蔵施設案内図(販売所と同一敷地内の場合は省略可)

ウ 貯蔵施設の敷地配置図(保安距離及び保安物件を平面図に明示)

エ 貯蔵施設の構造、設備について示した図面

(5) 貯蔵施設を所(占)有しない場合に必要な書類

ア 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書には、「III 関係書式/第1 液化石油ガス販売計画書」を参考に次の事項について記載すること。

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (99 ページ)

1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由
2. 委託先又は所(占)有している事業所

イ 委託先・所(占)有事業所の許可証の写し

ウ 配送委託契約書の写し(規則第11条第2項第3号適用の場合)

エ 配送事業者と第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等との関係を示す書面

規則第11条第2項第3号適用の場合であり、第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等と資本関係にある配送事業者に配送を全量委託するとき。

オ 資本的結合を証する書面(規則第11条第2項第6号適用の場合)

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 登録の基準について

法第4条で定める登録を拒否する場合を除き登録を行うものとする。

4 登録について

審査の結果、登録の実施をする場合は、細則様式第1号「液化石油ガス販売事業登録通知書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 自ら特定液化石油ガス設備工事事業者となる場合は、事業開始の日から30日以内に「特定液化石油ガス設備工事事業者開始届書」を提出すること。
- (2) 液化石油ガス販売事業の登録後、「業務主任者等選任届書」を提出すること。
- (3) 登録した販売事業者について個人事業者から法人に変更する場合は、従前の販売事業者を廃止し、法人として新たな販売事業者の登録をすること。

第2 謄本交付（閲覧）の請求（法第3条の2）

1 請求書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第2「液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）」請求書

(2) 請求時期

販売事業者登録簿の交付又は閲覧をしようとするときは、あらかじめ請求すること。

2 請求手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 謄本の交付（閲覧）について

(1) 交付の場合

細則様式第2号「液化石油ガス販売事業者登録簿」を請求書の副本とあわせて受領すること。

(2) 閲覧の場合

細則様式第2号「液化石油ガス販売事業者登録簿」を請求者が所定の場所で閲覧する。

第3 変更の届出（法第8条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第5「液化石油ガス販売所等変更届書」

(2) 届出時期

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、法第3条第2項の事項を変更したときは、遅滞なく届出すること。

2 添付書類について

(1) 事業者、販売所の名称の変更

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(2) 法人事業者の（本社）住所変更

法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

(3) 個人事業者の住所変更

住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(4) 法人の代表者の変更

ア 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（96ページ）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

(5) 販売所の新設

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「III 関係書式／第1章 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）

1. 販売所に関する事項
2. 販売計画
3. 貯蔵施設
4. 損害賠償時に備えてとるべき措置
保険加入書、付保証明等を添付すること。
5. 保安業務に関する事項
保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。
6. 業務主任者選任計画
該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。
7. 設備工事業務実施体制

イ 販売所新設に伴い変更になった内容に関する書面

(6) 販売所の廃止

添付資料なし

(7) 貯蔵施設の変更

ア 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（98 ページ）

イ 貯蔵施設案内図（販売所と同一敷地内の場合は省略可）

ウ 貯蔵施設の敷地配置図（保安距離及び保安物件を平面図に明示）

エ 貯蔵施設の構造、設備について示した図面

(8) 貯蔵施設の廃止（法第11条ただし書き適用）

ア 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書には、「III 関係書式／第1章 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（99 ページ）

1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由
2. 委託先又は所(占)有している事業所

- イ 委託先・所（占）有事業所の許可証の写し
- ウ 配送委託契約書の写し（規則第11条第2項第3号適用の場合）
- エ 配送事業者と第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等との関係を示す書面
規則第11条第2項第3号適用の場合であり、第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等と資本関係にある配送事業者に配送を全量委託するとき

(9) 保安業務を実施する者の変更

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考のうえ、保安業務に関する事項について記載すること。

 **Ⅲ 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）**

イ 保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写し

(10) 損害賠償措置の変更

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

 **Ⅲ 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）**

1. 販売所に関する事項
 2. 販売計画
 3. 貯蔵施設
 4. 損害賠償時に備えてとるべき措置
保険加入書、付保証明等を添付すること。
 5. 保安業務に関する事項
保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。
 6. 業務主任者選任計画
該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。
 7. 設備工事業務実施体制
- イ 損害賠償能力を証明する書面

3 その他

- (1) 委託する保安機関を変更又は追加、減少した場合（販売事業者自ら実施する場合を含む。）も届出をすること。

- (2) 委託する保安機関が氏名又は名称、事業所の所在地を変更した場合も届出をすること。

第4 承継の届出（法第10条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」

(2) 届出時期

事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業全部を承継させるものに限る。）があったとき、その地位を承継した者は遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写しまたは戸籍謄本（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第7「液化石油ガス販売事業承継届書（乙）」（県または国所管になった場合）

オ 規則様式第7の2「液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書」（事業の全部を譲渡した場合）

カ 事業の全部の譲渡を証する書面（事業の全部を譲渡した場合）

キ 規則様式第8「液化石油ガス販売事業者相続同意証明書」（相続人全員の同意により選定された場合）

ク 規則様式第9「液化石油ガス販売事業者相続証明書」（キ以外の場合）

ケ 規則様式第9の2「液化石油ガス販売事業者事業承継証明書」（分割により承継した場合）

コ 事業の全部の承継を証する書面

サ 欠格事由に関する事項

第5 業務主任者等の選（解）任届出（法第19条、第20条、第21条）

1 請求書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第10「業務主任者等選任（解任）届書」

(2) 届出時期

業務主任者又は業務主任者の代理者の選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

選任者の資格を証する書面（免状、講習修了証等）の写し

2 業務主任者の講習について

液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に高圧ガス保安協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を次のとおり受けさせること。

(1) 第1回目の講習は、免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内

(2) 第2回目以降の講習は、前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

(3) 業務主任者に選任した日に①又は②の期間が経過している場合並びに業務主任者に選任した日から①又は②の期間が経過するまでの期間が6月未満の場合は、①又は②の規定にかかわらず選任日から6月以内

第6 登録行政庁の変更届出（法第6条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第3「登録行政庁変更届書」

(2) 届出時期

市長から液化石油ガス販売事業者登録を受けた者が、さいたま市以外の区域内に販売所を有すること（管轄行政庁が「市」から「国又は県」に変更）となり、引き続き液化石油ガスの販売を行おうとする場合において、法第3条第1項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なく届出すること。

第7 実施状況報告（規則第132条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第17号「液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書」

(2) 報告時期

事業年度経過後3月以内に、報告すること。

第8 認定の申請（法第35条の6）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第26「液化石油ガス販売事業者認定申請書」

(2) 申請時期

液化石油ガスの販売契約をしている一般消費者等の保安を確保するための機器の設置及び管理の方法が経済産業大臣の定める基準に適合していることについて認定を受けるとき、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

ア 運営管理規程の写し

イ 販売事業所に係る案内図

ウ 一般消費者等一覧

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（100ページ）

エ 保安確保機器一覧

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（101ページ）

オ 保安確保機器の仕様書（カタログ等）及び認定基準を満たすことの根拠書類（一般社団法人日本エルピーガス機器検査協会（LIA）の第1検査合格通知書の写し等）

カ 保安確保機器の期限の管理状況がわかる書類（期限管理台帳など1ページ程度）

キ 漏えい検知装置の設置状況の写真（認定告示第1条第2項の機器を設置する場合）

ク 集中監視センターの常時監視体制概要説明書

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（102ページ）

ケ 各販売所の監視体制等概要説明書

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（103ページ）

- コ 集中監視システムに係るシステム構成等が確認できるカタログ、リーフレット等
- サ 集中監視センターとの業務委託契約書の写し
- シ 集中監視システムの受信データ一覧（直近の特定保安情報等を含む1ページ程度）
- ス 特定保安情報等の個票（流量異常、圧力異常、遠隔遮断及び遠隔復帰につき各1件（実績がない場合はテスト結果を添付））
- セ 緊急時出動業務を行う認定保安機関
 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（104ページ）
- ソ 自社の事業所で全部又は一部の地域に係る緊急出動業務を行う場合にあっては、当該事業所から半径40kmの範囲を示す円が図示されている地図

第9 認定販売事業者の状況報告(法第35条の7)

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第27「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」

(2) 報告時期

毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を報告すること。

第10 認定販売事業者の承継状況報告(法第35条の7)

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第27の2「認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書」

(2) 報告時期

事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が70パーセント又は50パーセントを下回った場合には、遅滞なく報告すること。

(3) 添付書類

承継の事実を証する書類

第11 廃止の届出(法第23条)

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第11「液化石油ガス販売事業廃止届書」

(2) 届出時期

液化石油ガス販売事業者が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出すること。